

区政改革推進会議の運営について（案）

1 資料の作成・配付

区（事務局）が案を作成、委員長に確認していただき、事前に委員へ送付することを原則とする。

2 会議の公開

- (1) 「練馬区区政推進基本条例」第21条および「練馬区情報公開条例」第24条に基づき、区政改革推進会議は原則として公開する。
- (2) 開催日時を事前に練馬区ホームページで公表する。
- (3) 会場の状況に応じて、可能な範囲で傍聴できるようにする。
- (4) 検討状況を、区ホームページ等を通じて、随時、区民に公開する。
ホームページには、会議の記録（議事概要）や会議資料のほか、必要に応じて推進会議の状況を伝えるため写真等を掲載する。

3 ホームページでの公開

- (1) 会議で配付した資料について
会議終了後、区ホームページ「区政改革推進会議」内に掲載する。
- (2) 議事概要について
以下の手順で各委員に内容を確認していただき、区ホームページに掲載する。
開催終了後、2週間程度のちに各委員に議事概要（案）を送付
修正等が必要な場合、1週間から10日程度で設定する期限までに、メール・FAX等により事務局へ連絡
修正連絡をふまえ、議事概要を確定して、区ホームページに掲載
- (3) 各委員の氏名について
出席した委員の氏名を記載する。
議事概要（案）の段階では、発言内容を確認していただくために委員名を記載する。
内容が確定し区ホームページに掲載する際に、委員名を削除する。

練馬区政推進基本条例（抄）

平成22年12月16日

条例第45号

（附属機関等の会議の公開等）

第21条 附属機関、附属機関に準ずる懇談会、協議会等（以下「附属機関等」という。）は、原則としてその会議を公開する。

2 執行機関は、附属機関等の設置目的に応じて、附属機関等の委員に区民等が参加・参画する機会を設けるものとする。

練馬区情報公開条例（抄）

平成13年10月22日

条例第61号

（会議の公開）

第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく附属機関その他これに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、つぎに掲げる場合を除き、その会議を公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により会議を公開することができないとされている場合
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、附属機関等が会議の公開を不相当と認めた場合

区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（抄）

平成14年3月14日

練総情発第150号

（会議の公開の原則）

第13条 附属機関等は、つぎに掲げる場合を除き、その会議を原則として公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により会議を公開することができないとされている場合
 - (2) 条例第7条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
 - (3) 会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障を来すなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかであると認めた場合
- 2 附属機関等は、会議を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。